

産前産後期間の 国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定又は出産された国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の軽減方法

- 対象者にかかる保険税の所得割額と均等割額について、出産予定月（又は出産月）の前月（多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前）から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が年額から減額されます。



- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分のみの保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

 …対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 母子健康手帳など（出産予定日を確認できる書類）

届出先

魚津市民生部市民課医療保険係 TEL：0765-23-1011
〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号